

(サービス産業動態統計)
(サービス産業動態統計調査)

審 査 メ モ

I 今回の諮問の概要

総務省は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計を作成するため、既存のサービス産業動向調査（総務省所管の一般統計調査。以下「動向調査」という。）及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管の一般統計調査。以下「特サービ調査」という。）を統合し、令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を創設・実施する計画である。

また、新たに作成される基幹統計を「サービス産業動態統計」とすることとしている。

1 サービス産業動態統計の指定

(1) 目的

⇒ 我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする。

(2) 統計法上の位置付け

⇒ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する基幹統計とする。

(3) 集計対象

⇒ サービス産業を主産業とする企業等及び事業所

(4) 作成方法

⇒ 令和7年1月から実施するサービス産業動態統計調査により作成する。

(5) 作成者

⇒ 総務大臣

2 サービス産業動態統計調査の承認

(1) 報告を求める事項

⇒ 4種類の調査票から構成。現行の動向調査を基本的に踏襲しつつ、従業者数等の一部の調査事項について見直し

(2) 調査方法

⇒ 原則オンライン回答とする方向で検討を進め、独立行政法人統計センターの企業調査支援事業の活用などによりオンライン回答を一層推進

⇒ 特サービ調査との重複是正やデータ移送（特サービ調査で把握した調査票情報を動向調査のデータとして利用）等の作業が不要となるため、審査業務が効率化

(3) 調査票の提出期限

⇒ 調査票の提出期限を「調査月翌月20日」から「調査月翌月15日」に5日前倒し

(4) 公表の期日

⇒ 調査票の早期回収や審査業務の効率化等により、現行の動向調査よりも速報の公表期日を1週間程度前倒し

II サービス産業動態統計の指定

1 サービス産業に係る基幹統計の検討経緯

(1) サービス産業に係る月次統計調査の現状

総務省が平成20年7月から毎月実施している動向調査は、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を概括的に把握している。

一方、経済産業省が昭和62年12月から毎月実施している特サービ調査は、経済産業省所管業種を中心とする特定のサービス産業（19業種）の経営動向を把握している。

両調査の結果は、いずれも四半期別GDP速報（以下「QE」という。）や国民経済計算年次推計、第3次産業活動指数等の基礎データとして活用されているほか、動向調査の結果は、月例経済報告における経済動向把握・基調判断のための基礎資料等としても活用されている。

なお、両調査は、調査対象業種及び調査事項の一部が重複することから、動向調査の開始以降、両調査の調査対象企業・事業所が重複した場合、重複した企業・事業所を動向調査の調査対象から除外し、特サービ調査で把握した調査票情報を経済産業省から総務省に提供（データ移送）することにより、両調査の重複是正が図られている。

(2) サービス産業に係る統計的体系的整備の課題

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、経済センサスや経済構造実態調査の創設による産業横断的な構造統計の整備が行われた結果、毎年のサービス産業の生産活動の実態は、これらの基幹統計調査で詳細に把握されることとなった。

一方、サービス産業を対象とした動態統計の整備については、図1のとおり、製造業や卸・小売業と異なり、月次の基幹統計は整備されていないなど、道半ばの段階となっている。

こうしたことから、累次にわたる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）において、表1のとおり、動向調査の基幹統計化や、動向調査及び特サービ調査の整理・統合に向けた検討に着手することなどが検討課題として掲げられている。また、QEの改善や景気動向の把握の観点から、これらの調査の結果精度の向上や一層の公表早期化等が求められている。

図1 サービス産業等の主要産業における統計体系（イメージ）

		製造業	卸売業・小売業	サービス産業
基幹 統計 調査	5年	経済センサス（経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査）		
	年次	経済構造実態調査（経済センサス-活動調査の実施年を除く。）		
	月次	経済産業省 生産動態統計調査	商業動態統計調査	
一般 統計 調査	月次			サービス産業 動向調査 特定サービス産業 動態統計調査

(注) ここでは、卸売業・小売業を除く第三次産業を便宜「サービス産業」としている。

表1 累次の基本計画（抜粋）

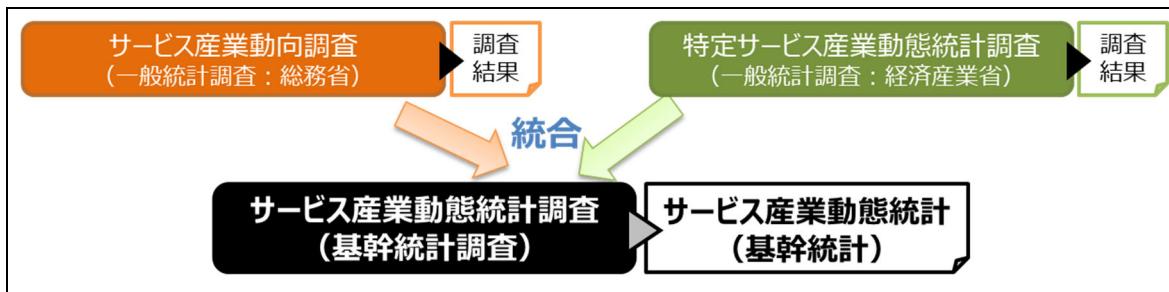
第Ⅰ期基本計画 (平成21~25年度)	別表 今後5年間に講ずる具体的施策 3 将来の基幹統計化について検討する統計 <u>【サービス産業動向調査】</u> 調査開始（平成20年7月から）以降3年程度をかけて、 <u>調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。</u>
第Ⅱ期基本計画 (平成26~29年度)	別表 今後5年間に講ずる具体的施策 1 経済関連統計の整備 (3) サービス産業に係る統計の整備 <u>サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。</u>
第Ⅲ期基本計画 (平成30~令和4年度)	別表 今後5年間に講ずる具体的施策 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等 <u>サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。</u>
第Ⅳ期基本計画 (令和5~9年度)	2 経済統計の体系的整備の推進 (2) サービス産業・企業関連統計の整備 事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、 <u>サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手するとともに、引き続き、GDPの作成における基礎データとなっている個別統計の改善に向けた取組等を行う。</u> 別表 今後5年間に講ずる具体的施策 <u>サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是</u>

	正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。
--	----------------------------

(3) 総務省及び経済産業省における検討

総務省及び経済産業省は、累次の基本計画を踏まえ、有識者を交えた研究会における検討を経て、このたび、サービス産業の事業活動の動態を明らかにする新たな月次の基幹統計を作成するため、図2のとおり、既存の動向調査及び特サビ調査を統合し、新たな基幹統計調査を創設する計画を具体化し、今回の申請に至ったものである。

図2 サービス産業動態統計調査の創設



2 サービス産業動態統計の指定

(1) 基幹統計の要件への該当状況

前記1（1）のとおり、既存の動向調査及び特サビ調査の結果は、いずれもQEや国民経済計算年次推計、第3次産業活動指数等の基礎データとして活用されている。また、動向調査の結果については、月例経済報告における経済動向把握・基調判断のための基礎資料等としても活用されるなど、表2のとおり、利活用の対象や範囲が順次拡大してきている。

表2 動向調査の結果の主な利活用状況

利用対象		利用開始・拡大時期	備考
国民経済計算 (内閣府)	QE	平成27年1～3月期以降	6業種
		平成28年7～9月期以降	23業種
		平成30年7～9月期以降	25業種
		令和4年7～9月期以降	28業種
	年次推計	平成28年度以降	74業種
消費動向指数（総務省）		平成30年1月分以降	
第3次産業活動指数 (経済産業省)		2015年基準 (令和2年4月公表開始)	
月例経済報告（内閣府）		令和4年8月以降	

さらに、両調査の結果は、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向、

市場規模等の分析等にも活用されている。

このように、両調査結果は利活用の実績を積み重ねている状況にあり、後述する公表早期化の予定や結果精度向上の見込みも踏まえると、新たに作成されるサービス産業動態統計は、両調査の統合前と同様又はそれ以上の幅広い利活用が見込まれる。

したがって同統計は、統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計の指定に係る3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」に相当するものと考えられる。

同統計の基幹統計としての指定は、累次の基本計画の課題に対応するものであり、また我が国におけるサービス産業をカバーする初めての月次の基幹統計として、公的統計の体系的整備に大きく寄与するものと考えられることも踏まえて、サービス産業動態統計を基幹統計として指定することについて、その妥当性を確認する必要がある。

(参考) 基幹統計の要件（統計法第2条第4項第3号）

- ◎ 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(2) 基幹統計の指定内容

サービス産業動態統計の指定に係る公示内容は、以下のとおり想定している。

名称	作成目的	作成者	作成方法
サービス産業動態統計	サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする。	総務大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

(注) 基幹統計として指定した際、上記4事項を官報に公示。なお、公示内容については、法制的な観点から技術的な修正を行う場合がある。

なお、主要な月次の基幹統計の指定内容は、以下のとおりとなっている。

名称	作成目的	作成者	作成方法
経済産業省生産動態統計	鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業動態統計	商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

(3) 基幹統計の範囲

サービス産業動態統計として作成される統計表は、以下のとおりである。

これについては、基幹統計調査の調査計画の集計事項として具体化されることから、後記Ⅲ 1 (6) と併せて検討を行う。

- ・ 事業活動の産業（中分類）別売上（収入）金額
- ・ 事業所・企業等の産業（中分類）別売上（収入）金額、従業者数

(論点)

- a 既存の動向調査及び特サビ調査の結果について、これまでの利活用実績と、現在の利活用状況はどのようにになっているか。また、今後の利活用拡大の見込みはどうか。
- b 今後の経済統計の体系的整備における位置づけも含め、サービス産業動態統計を基幹統計とする意義や効果は何か。今後の利活用拡大の見込みにも照らし、「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」及び「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」に該当するものとして、サービス産業動態統計を基幹統計として指定することは妥当か。
- c 基幹統計により明らかにする内容に照らし、その名称や目的は適切なものとなっているか。

III サービス産業動態統計調査の承認

1 今回申請された計画について

(1) 調査の名称

(申請内容)

- ・ 調査の名称を「サービス産業動態統計調査」とする。

(審査状況)

サービス産業動態統計調査（以下「本調査」という。）は、前記Ⅱ 1 (3) のとおり、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計を作成するために実施しようとする調査であることから、調査名に特段の問題はないものと考える。

(論点)

特になし

(2) 調査対象の範囲

(申請内容)

- ・ 日本標準産業分類に掲げる産業のうち、以下の産業を主産業とする全国の企業等及び事業所
 - ① 大分類G－情報通信業
 - ② 大分類H－運輸業、郵便業
 - ③ 大分類K－不動産業、物品賃貸業
 - ④ 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業（「中分類71－学術・開発研究機関」及び「細分類7282－純粋持株会社」を除く。）
 - ⑤ 大分類M－宿泊業、飲食サービス業
 - ⑥ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業（「小分類792－家事サービス業」を除く。）
 - ⑦ 大分類O－教育、学習支援業（「中分類81－学校教育」を除く。）
 - ⑧ 大分類P－医療、福祉（「小分類841－保健所」、「小分類851－社会保険事業団体」及び「小分類852－福祉事務所」を除く。）
 - ⑨ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」を除く。）

(審査状況)

ア 現行の動向調査と特サビ調査の調査対象の範囲は、表3のとおりである。動向調査では、中分類ベースで35業種を調査対象としているのに対して、特サビ調査では、小分類又は細分類ベースで24業種を調査対象としている。

イ 本調査の調査対象の範囲については、現行の動向調査の調査対象を引き継ぐこととしている。特サビ調査の調査対象は、動向調査の調査対象となっていない「細分類6431 クレジットカード業」を除き、本調査の調査対象に包含されることとなる。

表3 動向調査と特サビ調査の調査対象の範囲

産業大分類	サービス産業動向調査	特定サービス産業動態統計調査	産業大分類	サービス産業動向調査	特定サービス産業動態統計調査
G 情報通信業	37通信業		M 宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業	
	38放送業			76飲食店	
	39情報サービス業	391ソフトウェア業、392情報処理・提供サービス業		77持ち帰り・配達飲食サービス業	
	40インターネット附隨サービス業	401インターネット附隨サービス業		78洗濯・理容・美容・浴場業	
	41映像・音声・文字情報制作業			79その他の生活関連サービス業 注2	7961葬儀業、7962結婚式場業
H 運輸業、郵便業	42鉄道業			8043ゴルフ場、8044ゴルフ練習場、8045ボウリング場、8048フィットネスクラブ、8052遊園地（テーマパークを除く）、8053テーマパーク、8064バチンコホール	
	43道路旅客運送業			80娛樂業	
	44道路貨物運送業			81学校教育	
	45水運業			82その他の教育、学習支援業	823学習塾、8245外国語会話教授業
	47倉庫業			83医療業	
J 金融業、保険業	48運航に附帯するサービス業			84保健衛生 注3	
	49*航空業、郵便業（信託便事業を含む）			85社会保険・社会福祉・介護事業 注4	
K 不動産業、物品販貸業	68不動産取引業			88廃棄物処理業	
	69不動産賃貸業・管理業			89自動車整備業	
	70物品販貸業	701各種物品販貸業、702産業用機械器具販貸業、703事務用機械器具販貸業、704自動車販貸業、7092音楽・映像記録物販貸業（別掲を除く）	R サービス業（他に分類されないもの）	90機械等修理業（別掲を除く）	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71学術・開発研究機関			91職業紹介・労働者派遣業	
	72専門サービス業（他に分類されないもの）注1			92その他の事業サービス業	
	73広告業	731広告業		93政治・経済・文化団体	
	74技術サービス業（他に分類されないもの）	743機械設計業、7452環境計量証明業、7499その他の技術サービス業（エンジニアリング業）		94宗教	
				95その他のサービス業	
				96外国公務	

注1)「純粹持株会社」を除く。

注2)「家事サービス業」を除く。

注3)「保健所」を除く。

注4)「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。

ウ これについては、現行の調査設計が踏襲されるものであり、おおむね適当であると考えるが、新規の基幹統計調査となることから、本調査の目的に照らして、調査対象の範囲が適當か、確認しておく必要がある。

(論点)

- a 調査対象の範囲は、どのような基準・考え方に基づき設定されているのか。調査の目的に照らして、調査対象の範囲は適當か。
- b 「細分類 6431 クレジットカード業」を調査対象としない理由は何か。調査対象としないことによる利活用上の支障は生じないか。

(3) 報告を求める個人又は法人その他の団体

(申請内容)

- ・ 経済センサス - 活動調査を母集団情報とし、新設の企業等の追加のため、事業所母集団データベースの年次フレームによる補完を行って、約13,000企業等及び約25,000事業所を報告者とする。
- ・ 報告者の具体的な抽出方法は、以下のとおりである。

【企業等】

- ① 調査対象産業のうち、以下の産業を主産業とする企業等を悉皆調査とする。
 - ・ 小分類371－固定電気通信業
 - ・ 小分類372－移動電気通信業

- ・小分類381－公共放送業（有線放送業を除く）
 - ・中分類42－鉄道業
 - ・中分類46－航空運輸業
 - ・中分類49－郵便業（信書便事業を含む）
- ② 資本金・出資金・基金が1億円以上の会社企業であって、①以外の企業等を悉皆調査とする。

【事業所】

- ③ ①又は②に該当する企業等の傘下にない事業所について、産業、事業従事者規模別層化抽出により抽出する。統計の精度を確保する上で必要な層（約5,000事業所）は悉皆とする。
- ④ 各産業における規模別の配分はネイマン配分による。

※ 悉皆層は標本交替を行わず、継続的に調査。標本層は2年間継続調査

(審査状況)

ア 本調査の標本設計についても、現行の動向調査の標本設計を引き継ぐこととしているが、企業等調査の報告者数については、表4のとおり、既存の動向調査と比較して、約12,000企業等から約13,000企業等に変更する計画である。

表4 本調査の調査単位別の報告者数

区分	本調査	(参考) 既存調査	
		動向調査	特サビ調査
企業等	約13,000	約12,000	約2,550企業・事業所
事業所	約25,000	約25,000	

イ これについては、母集団情報の更新に伴うものであり、現行調査からの変更の観点からは特に問題ないと考えるが、新規の基幹統計調査となることから、標本設計の基本的な考え方について確認しておく必要がある。

(論点)

- a 母集団情報について、新設の企業等の把握方法は適切か。また、報告者が廃業又は調査対象外の産業になった場合、代替標本の選定などの対応は適切か。
- b 企業単位の調査と事業所単位の調査はどのような考え方で棲み分けがされているのか。企業等調査（悉皆）及び事業所調査（悉皆層及び標本層の設定）の設計は、どのような基準・考え方に基づくものか。標本設計は妥当か。

(4) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(申請内容)

- 本調査は、企業等調査と事業所調査から成り、それぞれ「1か月目用調査票」及び「月次調査票」の計4種類の調査票から構成。報告を求める事項（調査事項）は表5のとおり。

表5 本調査の構成及び調査事項

区分	調査事項	1か月目用調査票	月次調査票
企業等調査	名称、所在地及び法人番号*	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	消費税の税込み記入・税抜き記入の別*	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業活動別売上（収入）金額〔前月〕*	<input type="radio"/>	—
	事業活動別売上（収入）金額〔当月〕	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	従業者数〔前月〕*	<input type="radio"/>	—
	従業者数〔当月〕	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業所調査	名称、所在地及び法人番号*	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	消費税の税込み記入・税抜き記入の別*	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	売上（収入）金額〔前月〕*	<input type="radio"/>	—
	売上（収入）金額〔当月〕	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業所の主な事業活動の種類	<input type="radio"/>	—
	従業者数〔前月〕*	<input type="radio"/>	—
	従業者数〔当月〕	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(注) 「*」を付した事項については、集計しない事項を指す。

- 原則として毎月末時点を基準日とすることとしているが、事業活動別売上（収入）金額及び売上（収入）金額については月初めから月末までの1か月間、従業者数については月末に最も近い営業日の状況を把握

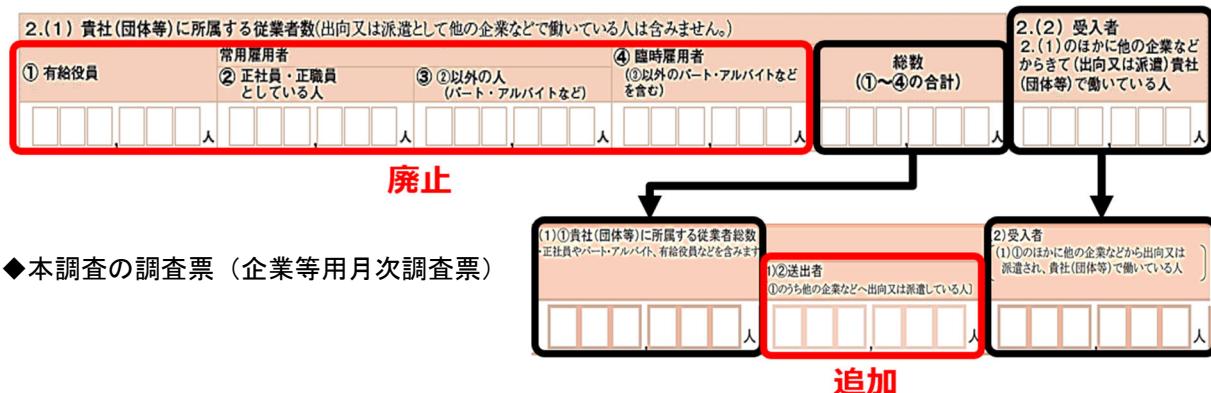
(審査状況)

ア 事業活動別売上（収入）金額及び売上（収入）金額については、現行の動向調査と同様に、企業等調査では最大五つの事業活動別の売上（収入）金額を、事業所調査では事業所全体の売上（収入）金額を記入することとしている。

なお、円滑な調査の実施を図るため、事業内容については、経済センサス・活動調査や本調査の最新の回答結果を用いてプレプリントすることとしている。

イ 従業者数については、現行の動向調査では、従業者（他社等への出向・派遣者を除く）総数に加え、常用雇用者や臨時雇用者などの内訳及び受入者を把握することで、事業に従事する者を詳細に把握していた。本調査では、①内訳欄を廃止するとともに、②従業者総数に他社等への出向・派遣者を含めることで他の関連する基幹統計調査との概念を合わせ、③その内訳として他社等への出向・派遣（送出者）を把握することにより、従来の概念（事業に従事する者）との接続も可能となるよう変更することとしている。

◆現行の動向調査の調査票（企業等用月次調査票）



◆本調査の調査票（企業等用月次調査票）

(注1) 現行の従業者には他社への出向・派遣者は含まれていないため、新たな調査票における「従業者総数」から「送出者」(出向・派遣者)を除いたものが、現行の従業者総数に相当する。

(注2) 他の基幹統計調査（例：経済構造実態調査、経済センサス - 基礎調査、商業動態統計調査）では、「従業者総数」には他社等への出向・派遣者が含まれている。

ウ 上記の他、現行の動向調査から以下の点について変更することとしている。

① 「法人番号」欄の追加

公的統計の精度向上や報告者の負担軽減の観点から、「法人番号」欄を追加する。

なお、法人番号については、経済センサス-活動調査等を基にプレプリントすることとしている。

② 税抜き欄の変更

現行の動向調査では、売上高の報告値が消費税抜きの場合のみチェックする方式を探っているが、この方式の場合、記入漏れの確認ができないことから、「税込み」又は「税抜き」のいずれかを○で囲む形式に変更する。

また、現行の動向調査では、従前から消費税込み/税抜きが混在した売上高を集計・公表していたが、本調査では、「消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日統計企画会議申合せ。令和3年7月27日改定)に則り、消費税補正を行った税込みの売上高を集計・公表することとしている。

変更前	税抜き <input type="checkbox"/> 原則税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、□内にレを記入してください。		
変更後	1.(1)消費税の税込み記入・税抜き記入の別 1.(3)欄は、できる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「2 税抜き」で記入してください。 選択した記入方法を○で囲んでください。	<input checked="" type="radio"/> 1 税込み	<input type="radio"/> 2 税抜き

③ 備考欄の変更

なお、調査事項には当たらないが、現行の動向調査において回答内容の審査に活用している「備考欄」について、より丁寧な表現ぶりに変更する。

変更前	<p>〔備考欄①〕 売上高について、前年同月と比べて 大きく 増加／減少した場合は、具体的理由を記入してください。 前年同月で比較できない場合は前月との比較を記入してください。</p>
変更後	<p>〔備考欄①〕 売上(収入)額について、前年同月と比べ特記すべき変動・状況などがある場合は、具体的に記入してください。前年同月で比較できない場合は前月との比較を記入してください。 例:前年よりも連休の期間が長かったため、売上げが大幅に增加了。</p>

変更前	<p>〔備考欄②〕 貴社（団体等）について大きな変化があった場合は、その状況を記入してください。</p> <p>1 今月他社（団体等）との合併があった 2 今月分社化（法人の分割）があった 3 今月資本金の変更があった</p>
変更後	<p>〔備考欄②〕 ・売上(収入)額がない場合の状況又は「その他」の事業活動の内容のほか、貴社（団体等）について大きな変化があった場合は、その状況を記入してください。</p> <p>1 今月他社（団体等）との合併があった 2 今月分社化（法人の分割）があった 3 今月資本金の変更があった</p>

エ なお、現行の特サビ調査では、調査事項として特定産業の特性事項（例：「営業ホール数」（ゴルフ場）、「総ゲーム数」（ボウリング場）等）を設けていたが、本調査では、これらの特性事項を把握しないこととしている。

オ 以上については、現行の動向調査の調査事項をおおむね継承しつつ、利用者のニーズ把握や外部有識者からの意見聴取も経た上で、改善を図ろうとするものであり、報告者負担の軽減、結果精度の向上及び他統計との整合性向上等の観点から、適当であると考えるが、新規の基幹統計調査となることから、調査事項の設定の基本的な考え方等について、確認する必要がある。

（論点）

- a 調査事項は、どのような基本的考え方に基づき設定されているのか。調査の目的に照らして、調査事項は必要かつ十分といえるか。
- b 企業単位の調査において、事業活動別の売上高を把握することとしているが、現行の動向調査における回答状況はどのようにになっているか。企業が管理している情

報が、日本標準産業分類の項目と必ずしも一致しているとは限らず、事業活動別に報告することが困難なケースはないか。

- c 現行の動向調査において、従業者数及びその内訳を把握している理由は何か。本調査において内訳を把握しないことによる利活用上の支障はないか。
- d 売上高における消費税込み集計への変更に伴い、過去のデータとの接続については問題はないか。((6)において議論)
- e 現行の特サビ調査において把握している特性事項を把握しないこととした理由は何か。調査の目的に照らして、特性事項を把握しないことは適當か。

(5) 報告を求めるために用いる方法

(申請内容)

- ・ 調査票の配布・回収は、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施
- ・ オンライン調査については、政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムを利用した方法により実施
- ・ 特サビ調査との重複是正やデータ移送等の作業が不要となるため、審査業務が効率化

(審査状況)

ア 現在の動向調査では、調査票の回収について、調査計画上、民間事業者を活用した郵送・オンライン・調査員調査により実施することとしているが、本件申請では、引き続き民間事業者を活用し、オンライン・郵送調査により実施することとしている^(注)。

(注) 現行の動向調査において、調査方法の一つとして位置付けられている調査員調査は、一部の調査対象について、督促手段の一つとして民間事業者が雇用する調査員を派遣し、報告者から回答が得られれば回収するものであるため、本件申請では、調査計画上の調査方法には位置付けていない。

イ また、オンライン調査については、政府統計共同利用システムを用いた方法に加え、独立行政法人統計センターが実施している企業調査支援事業^(注)を活用し、政府統計オンラインサポートシステムを利用した方法を追加することとしている。

(注) 企業の報告負担軽減や正確な回答の確保等を目的として、(独) 統計センターにおいて、経済統計への影響度が高い主要企業ごとに配置した専任担当者が、政府統計オンラインサポートシステムを通じ企業情報を経常的に把握し、統計調査の回答を支援サポートするもの。

ウ さらに、総務省は、原則としてオンライン回答とする方向で検討を進めることとしており、報告者のオンライン環境に配慮した回答環境の整備を行うとしている。

エ これらについては、回収率やオンライン回答率^(注)の向上及び結果精度の確保・向上を図る観点から、おおむね適當であると考えるが、第IV期基本計画において、「今

後の5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、「企業系調査では8割以上」を目指すとされていることを踏まえ、以下の点について確認する必要がある。

(注) 現行の動向調査の回収率は、速報は企業等及び事業所全体で50.6%、確報は企業等及び事業所全体で60.8%。また、オンライン回答率は確報で44.4%（いずれも令和5年1月実績）

(論点)

- a 近年の調査票の回収率及びオンライン回答率はどのように推移しているか。調査票の配布・回収、督促・疑義照会の流れの中で、どのように回収率及びオンライン回答率の向上を図っているか。
- b 調査対象企業のうち、企業調査支援事業の対象となるのは、どの程度の企業数と想定されているのか。また、政府統計オンラインサポートシステムを通じてどのように回答を得るのか。企業調査支援事業の活用により、どのような効果が期待されるか。
- c 基幹統計としての統計精度の確保・向上の観点から、回収率やオンライン回答率の目標についてどのように考えているか。今後の回収率やオンライン回答率の向上に向けて、どのような方策を講じることとしているのか。講じることとしている方策は適切か。

(6) 集計事項

(申請内容)

- ・ 集計事項は以下のとおり。
 - ① 事業活動の産業（中分類）別売上（収入）金額
 - ② 事業所・企業等の産業（中分類）別売上（収入）金額、従業者数

(審査状況)

ア 本調査の集計事項（基幹統計の内容を具体化するもの）については、現行の動向調査の集計事項を引き継ぐこととしている。

イ また、総務省は、経済産業省によるニーズ把握の結果を踏まえ、特サビ調査で公表している細分類ベースの売上高に対するニーズに対応するため、上記の集計事項とは別途、参考表として細分類ベースの特別集計を行うことを予定している。

ウ これらについては、法人番号や集計の過程でのみ用いられるものを除き、全ての調査事項が漏れなく集計されるものであり、「我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成する」との調査の目的を踏まえ、広範な利活用が想定される現行の動向調査の集計事項を本調査の集計事項として位置付けるとともに、その他

のニーズには特別集計として柔軟に対応しようとするものであることから、おおむね適当と考えるが、基幹統計としての妥当性や、新たな統計の公表に当たっての留意点などについて、確認しておく必要がある。

(論点)

- a 本調査結果は、事業所調査の標本交替に伴う断層処理も含めて、現行の動向調査とどのように接続するのか。本調査結果の公表に当たり、統計利用者への留意点についてどのような周知を考えているか。
- (再掲) (4) d 売上高における消費税込み集計への変更に伴い、過去のデータとの接続については問題はないか。
- b 特別集計について、どのような業種を対象に、どのような集計を行う予定か。また、調査計画上の集計事項の範囲には含めず、参考表として位置付けるのはなぜか。
- c 集計事項は、利活用ニーズを踏まえたものとなっているか。調査の目的に照らし、集計事項は基幹統計の範囲として適切か。

(7) 報告を求める期間及び調査結果の公表方法及び期日

(申請内容)

- ・ 調査票の提出期限を「調査月翌月20日」から「調査月翌月15日」に5日前倒し
- ・ 調査結果は、e-Stat（政府統計の総合窓口）及び印刷物により、速報を調査月の翌々月下旬に、確報を調査月の5か月後の下旬に二段階で公表

(審査状況)

ア 調査票の提出期限

(ア) 本件申請では、調査票の提出期限について、現行の動向調査における「調査月の翌月20日」から「調査月の翌月15日」に5日前倒しすることを計画している。

(イ) これについては、調査結果の早期公表に資する観点から、調査対象企業にヒアリングを実施した結果を踏まえて、可能な範囲で前倒しを行うものであり、主要な月次の基幹統計調査とも同様の提出期限となっているため、おおむね適当であると考えるが、報告者に無理が生ずることがないか等について確認しておく必要がある。

イ 公表期日

(ア) 現行の動向調査では、速報結果を「調査月の翌々月下旬」に公表していたが、本調査では、その公表期日を1週間程度前倒しすることとしている。

(イ) これについては、調査票の提出期限の早期化に加え、特サビ調査との重複是正やデータ移送等の作業が不要となることによる、審査業務の効率化等を踏まえたものであり、おおむね適当であると考える。

ただし、動向調査の速報結果の公表日は、表6のとおり、主要な月次の基幹統計調査と比較して約1か月程度遅いことから、従前から1次QE推計時点では3か月目のデータが活用できないことが課題とされており、結果精度の維持を前提とした公表の早期化が求められてきた経緯がある。

表6 1次QEの推計に活用されている月次統計調査の速報公表日

区分	調査名	公表期日
一般統計調査	動向調査	調査月の翌々月下旬
一般統計調査	特サビ調査	調査月の翌々月上旬
基幹統計調査	経済産業省生産動態統計調査	調査月の翌月末
基幹統計調査	商業動態統計調査	調査月の翌月下旬

(ウ) 今回、総務省は、速報結果の公表期日を1週間程度前倒しすることとしているが、なお依然として1次QEの推計には本調査結果（3か月目）を活用することができない。

これについて、総務省は、本調査の実施状況やデータの蓄積状況を踏まえ、どのような形であればニーズを踏まえた、より早期の公表が可能になるか具体的な研究・検討を進めたいとしていることから、更なる公表早期化の観点から、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 調査票の提出期限の前倒しは、どのような検討を経て計画しているのか。傘下の事業所分も含めた従業者数の回答を要する企業等調査の報告者においても、無理は生じないか。また報告者にはどのように周知する予定か。報告者負担、公表の早期化、結果精度の確保の観点からみて、新たな提出期限は適当か。
- b 現行の動向調査の実査から結果公表までの統計作成プロセスについて、どのように見直すことにより、公表の早期化及び結果精度の維持・向上の両立を図ることとしているのか。公表期日は適当か。
- c 更なる公表の早期化に向けて、今後どのような取組を行う予定か。公表早期化に向けた課題は何か。

(8) その他の申請事項

(申請内容)

【報告義務者】

企業等については調査対象企業等の管理責任者、事業所については調査対象事業所の管理責任者

【使用する統計基準等】

調査対象の範囲の画定及び集計結果の表章は、日本標準産業分類による。

【調査票情報の保存期間及び保存責任者】

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	3年	総務省統計局長
調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	総務省統計局長

【立入検査等の対象とすることができる事項】

該当なし

(審査状況)

いずれも関係する統計基準やガイドラインに沿ったものとなっていること等から、特に問題ないと考える。

(論点)

特になし

以上